

ケアプランセンターひまわり 指定特定相談支援事業所 重要事項説明書

ケアプランセンターひまわりがご利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的	この規程は、社会医療法人春回会（以下「事業者」という。）が開設するケアプランセンターひまわり（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する基本相談支援・計画相談支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切な相談支援を提供することを目的とする
運営の方針	事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して計画相談支援の事業を行う。事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業所の概要

法人名	社会医療法人 春回会
名称	ケアプランセンターひまわり
所在地	長崎県長崎市葉山1丁目28-15 S&B 葉山ショッピングプラザ 5F
管理者	津浪 学
電話番号	095-865-6294
FAX 番号	095-855-3860
障害福祉サービス事業所 指定事業所番号	4270100854
休日	日曜日、祝日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）
営業時間	午前8：45 ～ 17：30
サービスを提供する地域	長崎市、時津町、長与町（離島を除きます）

3. 従業者の職種、員数及び職務の内容

職員の職種	常勤		非常勤		職務の内容
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1名			管理業務
相談支援専門員		1名以上			相談業務

4. サービスの内容

ご利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その方の心身の特性を踏まえて専門性の高い介護を提供します。

5. サービスの中断・終了

- ① 病気や怪我で長期の入院が必要な場合は、サービスを一旦中断させて頂き、再開時には担当が変更になることがあります。その場合は、ご利用者へ事前に連絡致します。
- ② ご利用者のご都合でサービスを終了する場合、お申し出によりいつでも終了することができます。
- ③ 当事業所の人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知致します。
- ④ 双方の通知がなくても、ご利用者が施設に入所した場合、ご利用者がお亡くなりになった場合は、自動的にサービスを終了いたします。
- ⑤ ご利用者やご家族などが当事業所や職員に対してサービス提供を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合もしくはサービスの提供により事故が発生してしまった場合は、速やかに、利用者のご家族への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

7. 苦情・相談体制

サービス内容に関する苦情を受け付けた場合は、ご利用者の状況を把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行ないます。必要に応じて関係者への連絡調整を行ない、ご利用者に対して対応方法や結果の報告を行ないます。

ご相談窓口	電話番号
ケアプランセンターひまわり 担当：津浪 学	095-865-6294

長崎市福祉部 障害福祉課	095-829-1141
時津町 障害福祉課	095-865-6940
長与町 役場	095-883-1111

8. 虐待防止について

ご利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、ご利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

9. 相談支援専門員の交代

(1) 利用者からの交代の申し出

選任された相談支援専門員の交代を希望する場合は、当該相談支援専門員が業務上不適切と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の相談支援専門員の指名はできません。

(2) 事業所からの担当相談支援専門員の交代

事業所の都合により、担当相談支援専門員を交代することがあります。

その場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

10. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者またはその家族等が、事業者の職員に対して行う、身体的な力を使って危害を及ぼす行為、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

11. 業務継続計画の策定

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する基本相談支援・計画相談支援の事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、相談支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね1年に1回以上開催します。その結果を、相談支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 相談支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

13. 秘密の保持及び個人情報

サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いては、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。但し、個人情報利用同意書の利用目的に限り、ご利用者及びご家族の個人情報を利用することがあります。

14. サービス提供記録の開示

提供したサービスに関する記録の開示閲覧は、ご利用者またはご家族の求めに応じます。

15. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 当事業所従業員は、医療行為や年金等の金銭の取り扱いは致しかねます。
- ② 従業員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

附則

この規程は、令和6年 4月1日から施行する。

同意書

年 月 日

指定特定相談支援事業のご利用開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

(事業者)

所在地 長崎県長崎市葉山 1 丁目 28-15
S&B 葉山ショッピングプラザ 5F

名称 ケアプランセンターひまわり

管理者 津浪 学

説明者 印

私は、本書面に基づき、事業者から重要事項の説明を受け、指定特定相談支援事業の利用開始に同意しました。

(利用者)

住所 : _____

氏名 : _____ 印

(代理人) (続柄) _____

住所 : _____

氏名 : _____ 印